

議案第79号

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(課税額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に</p>	<p></p>

対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)から(3)まで (略)

2 (略)

付 則

1 から 3 まで (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同条中「地方税法

対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)から(3)まで (略)

2 (略)

付 則

1 から 3 まで (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「地方税法

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>5 から18まで （略）</p>	<p>第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>5 から18まで （略）</p>	
---	---	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の改正は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第8条及び第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、所要の改正をするものである。